## 佐賀県告示第322号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護 扶助のための居宅介護を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生 活保護法第54条の2第1項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担 当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年8月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1(1) 指定年月日 令和2年10月1日
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社カールトン 所在地 佐賀市駅南本町6番4号第一生命ビル5F
  - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類名称 駅前第一薬局所在地 佐賀市駅南本町6番4号第一生命ビル5Fサービスの種類 居宅療養管理指導
- 2(1) 指定年月日 令和2年10月1日
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社カールトン 所在地 佐賀市駅南本町6番4号第一生命ビル5F
  - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 カールトンいな穂薬局 所在地 佐賀市新郷本町24番12号 サービスの種類 居宅療養管理指導